

小浜市環境保全型農業推進方針

1 基本的な考え方

(1) 地域農業の現状と課題

本市は、福井県の南西部に位置し、日本海側の中でも、降雪量が少なく温暖な気候に恵まれている。農家戸数約1,300戸、耕地面積約1,400haの本市には、北川、南川の二つの河川が平野部を流れ、小浜湾に注いでいる。この二つの河川とそれぞれの支流によって農地が潤い、水稲作を中心とした農業が営まれている。

また、本市には持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息、生育する自然環境が存在しており、今後とも、市民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、環境保全をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要がある。

また、食料の安全性に対する関心が高まる中で、消費者ニーズに対応した安全で良質な農産物の供給も課題となっている。

(2) 今後の推進方向

本市はこれまで、環境保全型農業の推進にあたり関係機関と連携し、水稲や特産作物栽培者のエコファーマー化の支援を行ってきたところである。

今後も、幅広い農業者の協力を得ながら、特別栽培農産物への取組の推進等、環境保全型農業の面的拡大を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減に努める。

併せて、カエル、ドジョウ、ゲンゴロウ、トンボなどの生き物と共生する農業を推進する観点から、冬期湛水管理等の生物多様性に効果の高い農法を推進していく。

2 推進体制及び推進方策

(1) 推進体制

① 関係機関等

福井県嶺南振興局、若狭農業協同組合、小浜市が連携し環境保全型農業の推進を図る。

② 推進方針講習会等の開催

環境保全型農業推進方針を周知するため、①の関係機関等の協力を得て、必要に応じて推進方針講習会等を開催する。

③ 消費者との交流活動の促進

環境に配慮した農法によって、地域の環境保全に貢献するとともに、農産物直売施設などにおいて、環境に配慮した農産物を販売し、本市の環境保全型農業及び、それを推進する生産者を広く PR していく。

(2) 推進方策

① 土づくり・施肥

- ・堆肥や稲わら等有機物資材の施用
- ・レンゲ等緑肥作物等の利用
- ・局所施肥技術（側条施肥技術）の利用
- ・肥効調節型肥料の施用
- ・有機質肥料の施用
- ・土壌診断の励行

② 防除

- ・温湯種子消毒技術の利用
- ・機械除草技術の利用
- ・対抗植物利用技術の利用

- ・ 土壌還元消毒技術の利用
- ・ 熱利用土壌消毒技術の利用
- ・ 光利用技術の利用
- ・ 被覆栽培技術の利用
- ・ フェロモン剤利用技術の利用
- ・ マルチ栽培技術の利用
- ・ 病害虫発生予察による適期防除

③ その他

- ・ 水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業などの実施

3 作物別生産体系

作物	技術内容	環境保全に関する効果
水稻	堆肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術 局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術 温湯種子消毒技術 機械除草技術 生物農薬利用技術 マルチ栽培技術 病害虫発生予察による適期防除 冬期湛水管理	化学肥料の削減 過剰成分の流出抑制 施肥効率の向上 農薬散布回数の削減 水辺環境の向上
麦	堆肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術 局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術 温湯種子消毒技術 機械除草技術 マルチ栽培技術 病害虫発生予察による適期防除	化学肥料の削減 過剰成分の流出抑制 施肥効率の向上 農薬散布回数の削減
大豆	堆肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術 局所施肥技術	化学肥料の削減 過剰成分の流出抑制 施肥効率の向上

	肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術 温湯種子消毒技術 機械除草技術 生物農薬利用技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術 病虫害発生予察による適期防除	農薬散布回数の削減
ソバ	堆肥等有機質資材施用技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術 機械除草技術 生物農薬利用技術 フェロモン剤利用技術 病虫害発生予察による適期防除	化学肥料の削減 過剰成分の流出抑制 施肥効率の向上 農薬散布回数の削減
野菜	福井県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づく技術の利用	化学肥料の削減 過剰成分の流出抑制 施肥効率の向上 農薬散布回数の削減
果樹	福井県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づく技術の利用	化学肥料の削減 施肥効率の向上 農薬散布回数の削減

4 その他

冬期湛水管理については、地下水や排水路からのポンプアップ等による取水や畦塗り等の漏水防止措置により、概ね11月から3月の期間に2カ月間以上、田面が隠れる程度に湛水状態を維持するものとする。

また、本方針を周知するための2の(1)の②の講習会等に併せて、冬期湛水管理の実施手法、本市におけるカエル、ドジョウ、ゲンゴロウ、トンボなどの生息状況について、農業者等に周知する。

平成25年4月1日策定